平成２７年（フ）第３４０号
大阪府河内長野市喜多町141番地の５
債務者　鶴田　宣幸
1　決定年月日時　平成27年６月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月30日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第３５０号
堺市中区深井沢町287番地　アネックス深井Ｂ―102号
債務者　松浦　里子
1　決定年月日時　平成27年６月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月30日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第３７２号
堺市西区浜寺元町３丁365番地５
債務者　菊武　　錦
1　決定年月日時　平成27年６月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月30日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第３７３号
大阪府富田林市寺池台４丁目２番328―301号
債務者　矢持　雄一
1　決定年月日時　平成27年６月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月30日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第３７４号
堺市堺区協和町５丁481番地　塩穴団地１棟904号
債務者　谷口　郁弥
1　決定年月日時　平成27年６月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月30日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第４０７号
堺市西区鳳東町５丁487番地335
債務者　下大園　巧
1　決定年月日時　平成27年６月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月30日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第４０８号
堺市北区中長尾町１丁７番８号　アルトシュタッド303号、住民票上の住所堺市北区中長尾町１丁７番８号　アルトシュタット303号
債務者　岩崎　博仁
1　決定年月日時　平成27年６月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月30日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第３０号
北海道岩見沢市上幌向北１条５丁目768番地94
債務者　川邊　麻澄（旧姓大塚）
1　決定年月日時　平成27年６月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月31日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２７年（フ）第１６６号
岩手県胆沢郡金ケ崎町西根大前107番地３
債務者　佐藤　勇一
1　決定年月日時　平成27年６月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月31日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第８号
岩手県下閉伊郡山田町船越第６地割32番地６
債務者　中山　正利
1　決定年月日時　平成27年６月４日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月31日まで
盛岡地方裁判所宮古支部

平成２７年（フ）第１０号
岩手県下閉伊郡山田町長崎４丁目８番14号　シゲキアパート３号、旧住所岩手県下閉伊郡山田町山田第19地割110番地
債務者　畠山　洋子
1　決定年月日時　平成27年６月４日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月31日まで
盛岡地方裁判所宮古支部

平成２７年（フ）第７９号
香川県高松市仏生山町甲769番地　バレーフィールド仏生山館204
債務者　新名　悟士
1　決定年月日時　平成27年６月５日午前10時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月31日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第８３号
長崎県長崎市東町2555番地　彩が丘203号
債務者　杉本　勝巳
1　決定年月日時　平成27年６月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月31日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第９２号
長崎県長崎市坂本１丁目９番14号　深堀アパート
債務者　深堀　幸嗣
1　決定年月日時　平成27年６月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月31日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１０５号
長崎県長崎市かき道２丁目６番16号　県営住宅矢上第１団地Ａ棟６号
債務者　平島　由香（旧姓片渕）
1　決定年月日時　平成27年６月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月31日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第５２号
長崎県大村市杭出津１丁目870番地58
債務者　長與　和広
1　決定年月日時　平成27年６月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月31日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２７年（フ）第２７１号
仙台市青葉区北根黒松６番６―607号
債務者　高橋　美貴
1　決定年月日時　平成27年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月３日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係